

# 令和6年度 保育利用のご案内

(保育園・認定こども園(2・3号認定子ども)の入園向け)

●入園決定後もこの冊子を確認できるよう、ご家庭で保存してください●

## 1 対象者について

保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由に該当し、家庭においてお子さまの保育が困難な場合に保育施設の利用を申込みすることができます。

### 保育を必要とする事由(保育認定事由)

- ① 就労している場合 (1か月あたり64時間以上。雇用期間の定めがある場合は、その日まで)
- ② 妊娠中や出産後間もない場合 (出産月前2か月及び出産月後3か月以内)
- ③ 疾病や心身に障がい等があり、家庭で保育ができない場合 (治療に1月以上の期間を要するとき)
- ④ 親族を常に介護することが必要であり、保育ができない場合 (1か月あたり64時間以上)
- ⑤ 地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合
- ⑥ 求職活動をしている場合 (2か月以内)
- ⑦ 就学(職業訓練校などでの職業訓練を含む)をしている場合 (1か月あたり64時間以上)
- ⑧ その他 (町長が特に必要と認める場合)

※事由を満たす場合でも、園の定員に余裕がない場合など、入園できないことがあります。

## 2 申込の受付について

入園時期は毎月1日です。(原則、月途中での入園はできません)

不足書類等の提出が必要な場合があるため、締め切りに余裕をもって申込みください。

➤令和5年度中に申込みを行い、入園できなかった方(現在入園保留の方を含む)も新たに令和6年度の申込みが必要です。

### <受付場所>

矢吹町役場 1階 子育て支援課 幼稚園保育園係 Tel0248-42-2230

受付時間:午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝祭日を除く)

### (1) 申込の児童

令和6年4月以降に矢吹町内の認可保育施設への入園を希望する方

【保護者が働いている等の理由により、保育を必要とする小学校入学前の町内在住の児童(入園前に町内に転入する場合も含む)】

保育施設の入園対象者は、保育の必要性を認定された下記の児童です。

2号認定	満3歳以上の児童	3号認定	満3歳未満の児童
------	----------	------	----------

## (2) 申込の期間

### 【新年度受付分】 令和6年4月に入園希望の場合

	申込受付期間	入園選考結果
第1次受付	令和5年10月2日～令和5年10月31日	令和6年2月上旬
第2次受付	令和5年11月1日～令和6年1月31日	令和6年2月中旬

※第2次受付については、第1次受付の利用調整(保育園の入園者を決定していくこと)後、園に空きがある場合のみ選考が行われます。

### 【随時受付分】 令和6年4月(新年度受付期間後)～令和7年3月の間に入園希望の場合

受付期間:入園希望月の前々月末日まで  
※前々月末日が土・日・祝日であった場合、その前の平日が締切日となります。

入園希望月	申込締切日	入園選考結果
令和6年4月 (新年度受付期間後)	令和6年2月末	令和6年3月中旬
令和6年5月	令和6年3月末	令和6年4月中旬
令和6年6月	令和6年4月末	令和6年5月中旬
令和6年7月	令和6年5月末	令和6年6月中旬
令和6年8月	令和6年6月末	令和6年7月中旬
令和6年9月	令和6年7月末	令和6年8月中旬
令和6年10月	令和6年8月末	令和6年9月中旬
令和6年11月	令和6年9月末	令和6年10月中旬
令和6年12月	令和6年10月末	令和6年11月中旬
令和7年1月	令和6年11月末	令和6年12月中旬
令和7年2月	令和6年12月末	令和7年1月中旬
令和7年3月	令和7年1月末	令和7年2月中旬

## (3) 申込の方法

必要事項をご記入のうえ、下記の書類を子育て支援課までお持ちください。

### <提出書類>

教育・保育給付認定申請書(2号・3号認定用)兼保育施設等利用申請書

【父】、【母】分の就労証明書等(保育の必要性を証明する書類)

※きょうだい同時に申請する場合、就労証明書等の書類は、人数分の原本(又は原本+コピー)を用意していただき、申請書にそれぞれ添付してください。

※就労以外で認定を受ける場合は子育て支援課へご相談ください。

### <持ってくるもの>

本人確認書類(免許証等)

【父】、【母】、【児童】分のマイナンバーカード等(マイナンバーを確認できるもの)

(4) 健康状態や発達に心配がある児童又は障がいのある児童の利用について

お子さまの様子や集団での保育が可能であるか等を聞き取りさせていただき、入園の相談をさせていただきます。また、申込み時(又は入園時)に医師の意見書が必要となる場合があります。

### 3 保育施設について

町内の保育施設は全て私立施設となっており、町立施設はありません。園によって保育方針や開所時間などが異なりますので、入園希望の園については、事前に見学することをお勧めします。

※見学を希望する場合は、直接園と日程調整を行ってください。

【参考】矢吹町内保育施設一覧(令和5年10月1日現在)

#### 保育施設 延長保育時間及び利用料金

認定こども園 野のはな			7:15~8:15	8:15~16:15	16:15~18:15	18:15~18:45
	保育短時間	月~土	日額100円	保育時間	日額200円	日額200円 ※土曜日なし
	保育標準時間	月~土	保育時間			

矢吹町 ひかり保育園			7:20~8:30	8:30~16:30	16:30~18:20	18:20~18:50
	保育短時間	月~土	日額200円	保育時間	日額300円 ※土曜日なし	日額200円 ※土曜日なし
	保育標準時間	月~金	保育時間			
土		保育時間(※17:30まで)				月額2,500円 日額200円

認定こども園 ポプラの木			7:15~8:15	8:15~16:15	16:15~18:15	18:15~18:45
	保育短時間	月~土	日額100円	保育時間	日額200円	日額200円 ※土曜日なし
	保育標準時間	月~土	保育時間			

イマジン ・レインボー			7:00~7:30	7:30~8:00	8:00~16:00	16:00~18:30	18:30~19:00
	保育短時間	月~土	※	※	保育時間	※	※
	保育標準時間	月~土		保育時間			

※ 1日250円(1ヶ月最大4,000円)

サンライズキッズ 保育園矢吹町園			7:00~7:30	7:30~8:00	8:00~16:00	16:00~18:30	18:30~19:00
	保育短時間	月~土	※	※	保育時間	※	※
	保育標準時間	月~土		保育時間			

※30分600円

<矢吹町以外の保育施設を希望される場合>

町外の保育施設を希望する場合も、町で利用申込をしていただき、その後、市町村間で協議を行います。保育施設が所在する市町村によって申込期限が異なり、通常の利用申込より日数を要しますので、お早めに申込みしてください。

#### 4 保育時間(保育必要量)の認定について

保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分けて認定します。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ・保育標準時間…保育が必要な範囲内で、1日最大11時間※ まで利用可能 |
| ・保育短時間…保育が必要な範囲内で、1日最大 8時間※ まで利用可能  |

※「保育必要量」はあくまで利用できる最大の時間であり、実際に利用できる時間は就労等で保育の必要性がある時間に限られます。

保育を必要とする事由	利用できる時間	
	保育標準時間	保育短時間
①就労(月120時間以上) ②妊娠・出産 ⑤災害復旧	○	○
③保護者の疾病・障がい ④親族の介護・看護 ⑦就学 ⑧その他	△ (保育を必要とする時間が120時間程度以上であり、保育に欠けるやむを得ない事情がある場合)	○
①就労(月120時間未満) ⑥求職活動 ⑨育児休業中(就労の要件で入園している場合に限る)	×	○

※保育標準時間に該当する方が保育短時間を利用することはできますが、保育短時間に該当する方が保育標準時間を利用することはできません。

※父母のどちらかが保育短時間の要件であれば、「保育短時間」での認定となります。

※該当する事由に変更がある場合は、**変更する前の月の20日までに必ず届け出**をしてください。

#### 5 保育の必要性の認定に必要な書類について

保育を必要とする事由や個々の状況によって、提出いただく書類が異なりますのでよくご確認ください。

※内容が事実と異なる場合は、認定等を取り消すことがあります。

★(ひとり親世帯を除き)父母のどちらについても必要です★

① 就労	雇用主がある場合 (会社員・公務員・パート・派遣社員等)	□就労証明書【様式あり】 ※育児休業から復職した場合にも提出
	自営業の方 (自営手伝いを含む)	□就労証明書【様式あり】 □タイムスケジュール【様式あり】
	内職の方	□就労証明書【様式あり】 □タイムスケジュール【様式あり】

② 妊娠・出産		□母子手帳の写し(表紙、出産予定日の記載ページ)
③ 保護者の 疾病・障がい	疾病の方	□診断書又は医師の意見書(就労や育児が困難である証明) □利用・継続に関する申立書【様式あり】 □タイムスケジュール【様式あり】
	障がいの方	□身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳等の写し □利用・継続に関する申立書【様式あり】 □タイムスケジュール【様式あり】
④ 親族の介護・看護		□介護・看護状況申告書【様式あり】 □障害者手帳や介護保険被保険者証の写し(介護の場合) □施設通所証明等の利用状況が確認できるもの(施設通所付添の場合) □タイムスケジュール【様式あり】
⑤ 災害復旧		□利用・継続に関する申立書【様式あり】 □り災証明書
⑥ 求職活動	就労内定の方	□上記「就労」欄の書類
	求職活動中の方	□誓約書兼求職活動報告書【様式あり】 *月64時間に満たない就労実績がある場合は、加えて 上記「就労」欄の書類
⑦ 就学		□在学証明書兼申告書【様式あり】 □タイムスケジュール【様式あり】
⑧ その他		□指示する書類
⑨ 育児休業取得時の継続利用 (就労の要件で入園している場合に限る)		□就労証明書【様式あり】
同居親族(保護者含む)に障害者手帳所持者や要介護1以上の認定者がいる場合 (「保護者の疾病・障がい」又は「親族の介護・看護」の事由を除く。)		□障害者手帳や介護保険被保険者証の写し

※利用申込時と状況が異なった場合は、最新の状況を証明する書類を再度提出してください。

※きょうだい同時に申請する場合、就労証明書等の書類は、人数分の原本(又は原本+コピー)を用意していただき、申請書にそれぞれ添付してください。

※提出書類がすべて揃っていないと受付できません。また、提出された書類は、お返しできません。

※利用申込時点で、保育料等(卒園児等に係るものを含む)を未納している世帯は、利用調整で基本点数から減算されます。

## 6 利用者負担額(保育料)について

### (1) 保育料算定に係る課税情報の確認

令和5年1月2日以降に矢吹町へ転入してきた場合、保育料を算定するため転入前の市町村へ市町村民税(住民税)課税情報を確認いたします。なお、課税情報が確認できない場合は、確定申告等が必要となる場合があります。

対象者	備考
令和5年1月1日時点で 矢吹町外に住民登録があった方	令和5年1月1日に居住していた市町村に令和5年度の課税額情報を調査させていただきます。 ※4月分から8月分までの保育料を算出するために必要

令和6年1月1日時点で 矢吹町外に住民登録があった方	令和6年1月1日に居住していた市町村に令和6年度の課税額情報を調査させていただきます。 ※9月分から翌年3月分までの保育料を算出するために必要
-------------------------------	--

《留意事項》

- ・課税額が確認できない場合は、保育料の算定ができず最高額で決定となる場合があります。
- ・年度途中で課税額の変更があった場合は、税額が変更されたことが分かる書類(課税額変更通知書等)を提出してください。課税額が確認できた翌月の保育料から変更します。

(2)利用者負担額(保育料)階層の決定

保育料は、保育の必要量(保育標準時間又は保育短時間)及び児童の年齢毎に、世帯の市町村民税(住民税)所得割額を基に算定した階層区分※1により決定します。算定は、4月から8月分までは前年度の市町村民税額、9月から翌年3月分までは当年度の市町村民税額により行います。

階層区分の算定に使用する市町村民税所得割額は、税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除など)を適用する前の額です。

なお、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まり、3歳から5歳児の全ての児童及び0歳から2歳児の市町村民税非課税世帯の児童は、保育料が無償(無料)となりました(ただし、延長保育料は有料です)。

※1.次のページ「矢吹町保育料徴収基準額表」で確認できます

保育料納付月	算定根拠となる市町村民税
4月から8月分	前年度の市町村民税所得割額
9月から翌年3月分	当年度の市町村民税所得割額

- (i) 園によって保育料の違いはありませんが、環境充実費等の実費徴収費は園ごとに異なります。
- (ii) 在園中は、利用の日数に関わらず、原則、毎月保育料を納付していただきます。
- (iii) 保育料算定の基礎となる書類が未提出で保育料算定ができない場合は、保育料が最高額となる場合があります。

(3)利用者負担額(保育料)の納付先等

入園する施設のタイプによって納付先が異なります。

施設のタイプ	納付先	納付方法	納期限等
認定こども園	在籍園	園の指示による	園の指示による
小規模保育施設	在籍園	園の指示による	園の指示による
保育園	町	口座振替又は納付書	毎月末日(金融機関が休業日にあたる場合は、直後の営業日)

(4)利用者負担額(保育料)等の軽減

●矢吹町による第3子以降児童の保育料無料化

認定こども園、保育園等に第3子以降の児童を就園させている保護者の負担軽減のため、第3子以降の保育料無料化を実施しています。該当する方には、入園決定通知書に申請書を同封して送付いたします。

●副食費の助成について

給食の提供に係る費用(給食費)のうち、国では収入に応じて3歳から5歳児の副食費(おかず等)を無償としておりますが、町では収入によらず町内在住で認可保育施設に通う3歳から5歳児すべての方の副食費(おかず等)の全部又は一部を助成しています。

**令和6年度矢吹町保育料徴収基準額表(年齢は4月1日現在)**

町では国が定める利用者負担の上限額の基準(月額)に対して、約54%を軽減した保育料を設定しています。保育料のほかに、園によって文房具代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。

(単位:円)

階層区分	階層基準	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護	0	0	0	0
第2階層	非課税	0	0	0	0
第3階層	町民税均等割のみ	9,000 (4,500) 第1子 [4,000] 第2子[0]	8,200 (4,100) 第1子 [3,600] 第2子[0]	0	0
第4階層	町民税所得割課税額 48,600円未満	12,000 (6,000) 第1子 [5,500] 第2子[0]	11,200 (5,600) 第1子 [5,100] 第2子[0]	0	0
第5階層	町民税所得割課税額 67,700円未満	15,000 (7,500) 第1子 [7,500] 第2子[0]	14,200 (7,100) 第1子 [7,100] 第2子[0]	0	0
第6階層	町民税所得割課税額 85,700円未満	20,000 (10,000) 第1子 [9,000] 第2子[0]	19,200 (9,600) 第1子 [9,000] 第2子[0]	0	0
	うち77,101円未満				
第7階層	町民税所得割課税額 109,600円未満	27,000 (13,500)	26,200 (13,100)	0	0
第8階層	町民税所得割課税額 157,700円未満	34,000 (17,000)	33,200 (16,600)	0	0
第9階層	町民税所得割課税額 216,100円未満	38,000 (19,000)	37,200 (18,600)	0	0
第10階層	町民税所得割課税額 315,600円未満	41,000 (20,500)	40,200 (20,100)	0	0
第11階層	町民税所得割課税額 315,600円以上	41,000 (20,500)	40,200 (20,100)	0	0

(「矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例」より)

( )内は第2子(未就学児から数えての第2子)

[ ]内は、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額



## 7 利用調整結果の通知について

利用調整(保育園の入園者を決定していくこと)については、町があらかじめ定めた基準(P.9～P.11)に基づく優先順位にしたがって選考を行います。

利用調整結果について、4月入園希望者(新年度受付分)は2月上旬に、それ以外の方は入園希望月の前月中旬にお知らせします。(※いずれかの園で内定となった場合、他の園への申込みの効力はなくなります。)

## 8 入園決定後の留意事項について

### (1) ならし保育について

お子さまが保育園に慣れるまでの間は、「ならし保育」を実施しております。期間中は保育時間が短縮となりますので、ご理解とご協力をお願いします。「ならし保育」は、2週間から4週間程度ですが、お子さんの状況や園によって異なります。

### (2) 利用期間について

保育を必要とする事由にはそれぞれ認定期間があり、その要件が発生している期間のみ保育施設を利用することができます。要件の期間が終了した場合は、新たに他の要件が発生しない限り、年度の途中であっても退園していただくこととなります。

また、家庭の状況や、就労の状況に変更がある場合には、必ず変更月の前月20日までに子育て支援課へ届け出てください。届出を怠っていた場合、保育の必要性の事由及び保育の必要量について、変更月日まで遡って変更し、保育料及び延長保育料を追加徴収することもあります。

### (3) お子さんの病気やけがなどにより1週間以上保育施設を休む場合

1週間以上長期にわたり園を休む場合には、園長(施設長)にあらかじめ報告してください(休む期間によって町への届出も必要)。この場合であっても、保育料は通常どおり納付していただきます。また、2か月以上休む場合は、その理由によっては保育認定を解除し、退園していただく場合もあります。

### (4) 育児休業に伴う在園児(兄姉)の取扱いについて(育児休業制度を利用する場合)

育児休業制度を利用する場合、在園児については、きょうだいの出産月から1年間は在園することができます。この場合、「就労証明書」を子育て支援課に提出してください。

### (5) 退園について

退園する場合は、事前に子育て支援課へ『保育施設等退園届』を提出してください。(※事後の提出は認められません)。退園届提出日までの保育料を日割りで計算し、保育料を納付していただきます。

### (6) 保育施設を利用中に他の保育施設に転園を希望する場合

在園中の保育施設は入園希望月の前月末で退園することになりますので、子育て支援課へ『保育施設等退園届』を提出してください。

## 9 よくある質問

よくあるご質問について町ホームページへ掲載しておりますのでご確認ください。

矢吹町ホームページURL

<http://www.town.yabuki.fukushima.jp/sp/page/page007967.html>



QR コード



保育園、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用における調整のための基準  
(保育園等利用調整基準)

1 基本的事項

保育を必要とする事由やその状況に応じた(1)「基本点数」及びその他の状況に応じた(2)「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。

(1) 基本点数

保育を必要とする事由に従い設定する。

ア 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本点数を設定する。

イ 父母それぞれの点数の合算を基本点数とする。

ウ ひとり親世帯(父母不在(行方不明、拘禁等)含む。)については、200点を基本点数とする。

エ 父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定する。

(2) 調整点数

ア ①保育の代替手段、②世帯の状況、③就労状況及び④きょうだいの状況に応じて加減点する。

イ 基本点数及び調整点数が同一点数で並ぶ場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定する。

2 基本点数表等

(1) 基本点数表

事由	細目	基本点数	保育できない理由・状況	備考
①就労	居宅外就労	100	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いている。	
		90	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている。	
		80	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている。	
		70	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いている。	
		60	上記に該当しないが、月64時間以上働いている。	
	居宅内就労	90	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いている。	
		80	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている。	
		70	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている。	
		60	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いている。	
		50	上記に該当しないが、月64時間以上働いている。	
②妊娠・出産		60	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合。	出産月前2か月及び出産月後3か月
③保護者の疾病・障がい	疾病など	100	入院1か月以上(入園月中に入院予定があるものを含む)又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育を常時困難な場合。	
		50	疾病などにより、保育に支障がある場合。	
	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	
		80	身体障害者手帳3～4級、療育手帳Bの交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。	
		60	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合。	
④親族の介護・看護		90	臥床者・重症心身障がい児(者)の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合。	
		80	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週30時間以上保育が困難な場合。	

	70	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。		
	60	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合。		
	50	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月64時間以上保育が困難な場合。		
⑤災害復旧	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。		
⑥求職活動	70	居宅外	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。	
	60	居宅外	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。	
		居宅内	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。	
	50	居宅外	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。	
		居宅内	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。	
	40	居宅内	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。	
	30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している。		
20	上記の世帯以外で、求職中である場合。			
⑦就学	80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合。		
	60	職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合。		
虐待・DV	※	虐待・DVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合。		
その他	※	保育の必要な事由に類するものとして教育委員会が認める状態にある場合。		

備考1 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の事由を採用する。

備考2 「①就労」の就労時間数は休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。

備考3 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

## (2) 調整点数表

	内容	点数	該当する要件等
①保育の代替手段	転園 兄弟姉妹が利用している保育園等に転園の申込をする場合。	5	
	保育園等を利用中の場合(前項目に該当する場合、もしくは転居・転勤により、やむをえず転園の申込をする場合を除く)	△5	
②世帯の状況	保護者 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている場合。	5	「③保護者の疾病・障がい」を除く
	身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けている場合。	3	
	同居親族に、身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいる場合(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合を除く)また、要介護1以上の認定者がいる場合。	1	「④親族の介護・看護」を除く
	世帯に介護・看護が必要な同居親族が複数人いる場合。	3	「④親族の介護・看護」を除く
	通信制大学、通信教育の学生である。	△5	「⑦就学」のみ
	入園申込時点で、保育料等(卒園児等に係るものを含む)を未納又は滞納が2ヶ月以上となっている世帯。	△100	
	保育園の入園を申込している児童が、入園希望月の前1年以内に当該入園の申込をし、かつ、その調整後に当該入園を辞退している。	△10	
③就労状況	矢吹町外に居住している場合。(転入予定者は除く)	△30	
	単身赴任。(国外)	8	
	単身赴任。(国内)	6	
④兄弟姉妹の状況	就労状況に見合う収入がない場合。	△10～△40	厚生労働省福島県の地域別最低賃金額を下回る支払い額
	兄弟姉妹が同時に申込をする場合。	3	
	多胎児が同時に申込をする場合。	20	
	すでに兄弟姉妹が保育園等を利用している場合。(転園申込を除く)	25	
⑤その他	兄弟姉妹に保育園等への利用及び利用申込のない未就学児童がいる場合。(当該児童が介護・看護の対象児童である場合・幼稚園の預かり保育を利用している場合を除く)	△4	
	保育士等資格保有者の保護者が町内に所在する保育所等に勤務している。	100	内定を含む。
	家庭的保育事業等を卒園し、連携施設の保育所等の入所を希望する場合。	50	
	特に調整を必要と認めた場合。	※	当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

## (3) 同一点数時の順位

1	矢吹町民である。(転入予定者を除く)
2	母子世帯もしくは父子世帯である。
3	基本点数が高い順。
4	保育料等の滞納がない者。
5	当該保育園等の希望順位が高い者。
6	保育の必要性区分による優先順位(①～⑩の順) ①災害復旧 ②児童虐待・DV ③疾病・障害 ④就労(居宅外) ⑤就労(居宅内) ⑥妊娠・出産 ⑦求職活動(内定) ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩求職活動(未定)
7	保育所等の待機(保留)期間の長い者
8	養育している小学生以下の子どもが多い者。
9	収入のより低い世帯。

注意：申込中に家庭状況に変更があった場合は、必ず子育て支援課幼稚園保育園係係にご連絡ください。

入園決定後に、申込時と保育要件が異なっていることが判明した場合は、決定を取り消すことがあります。



～町ホームページより申請書等をダウンロードすることができます～

ホームページURL

<http://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page008064.html>



QR コード

**【問い合わせ先】**

〒969-0296 西白河郡矢吹町一本木101番地

矢吹町教育委員会 子育て支援課

TEL.0248-42-2230 FAX.0248-42-2138